

鳥獣保護法の一部改正に関する県の対応について

1. 鳥獣保護法の一部改正の概要

別紙 1 のとおり

2. 法改正に伴う県計画の変更および策定

(1) 滋賀県における第 11 次鳥獣保護事業計画の変更

◇ 現計画の概要

鳥獣の保護を図るために知事が行う事業の実施に関する計画

- ・ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定計画
- ・ 捕獲許可基準に関する事項
- ・ 特定計画の作成に関する事項
- ・ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ・ 鳥獣保護実施体制、傷病鳥獣、感染症への対応事項等

◇ 計画期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

◇ 主な改正点（案）

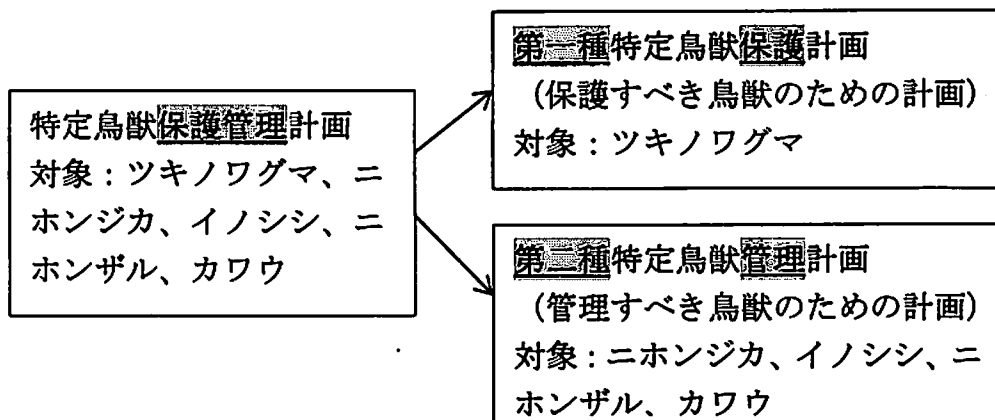
① 計画名称の変更

第 11 次鳥獣保護事業計画 → 第 11 次鳥獣保護管理事業計画

② 用語の変更

「保護」 → 「保護および管理」

③ 特定計画の区分



④ 法改正で創設された指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を追記

⑤ 法改正で規定された住居集合地域等における麻醉銃猟の実施にあたっての留意事項を追記

(2) 第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画の策定について

- ・ 法改正に伴い特定鳥獣保護管理計画を各獣種ごとに第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に区分。
- ・ 法改正に伴い従来の計画は失効するため、計画期間を法改正日から現計画の終期までの新計画として策定。
- ・ ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画については、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を記載。

区分	鳥獣名	計画期間	
		現計画	新計画
第一種	ツキノワグマ	平成24年4月1日 ～平成30年3月31日	平成27年5月29日 ～平成30年3月31日
第二種	ニホンジカ	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	平成27年5月29日 ～平成29年3月31日
	ニホンザル	平成24年4月1日 ～平成31年3月31日	平成27年5月29日 ～平成31年3月31日
	カワウ	平成25年4月1日 ～平成30年3月31日	平成27年5月29日 ～平成30年3月31日
	イノシシ	平成24年11月15日 ～平成29年3月31日	平成27年5月29日 ～平成29年3月31日

(3) 県計画変更および策定の手続

時期	開催会議等	内容
平成26年12月 ～平成27年1月	各特定計画検討会	計画素案の審議
平成27年2月5日	特定計画関係者検討会	利害関係者の意見聴取
平成27年2月9日～ 平成27年2月23日	関係機関協議（市町・近 隣府県・庁内関係各課）	計画素案の意見照会
平成27年2月23日	環境審議会自然環境部 会	計画素案の審議
平成27年3月6日	環境農水常任委員会	計画案の報告
平成27年3月中	計画の策定、公表、環境大臣への報告	
平成27年5月29日	計画施行	

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業について
別紙2のとおり

**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)
の一部を改正する法律について**

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- ➔ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める(第4条)。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下*で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。(第14条の2)

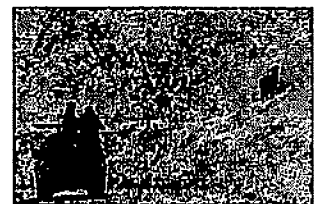


夜間に撮影されたニホンジカ

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車内で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

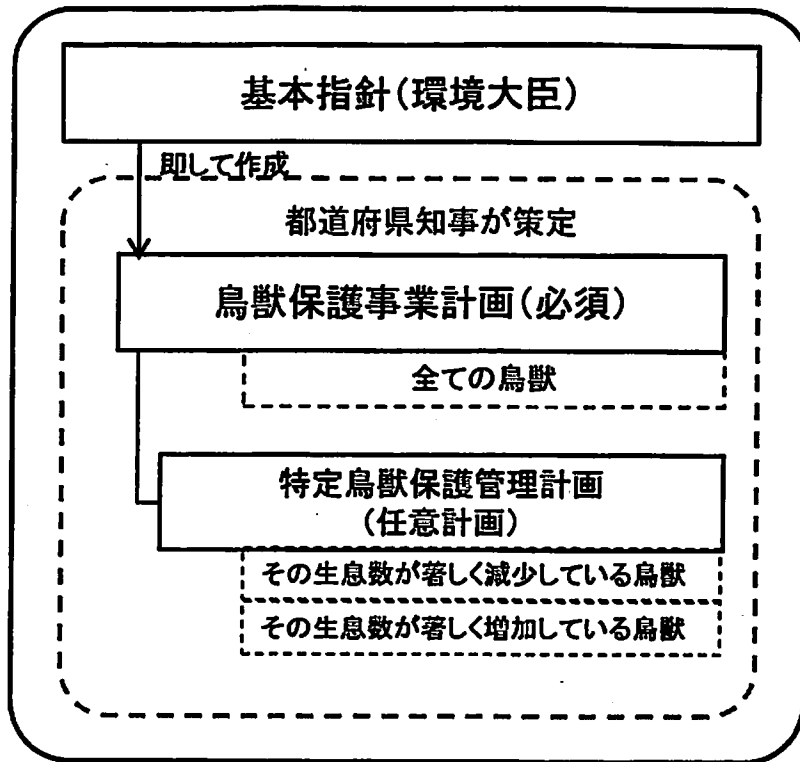
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする(第38条の2)。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

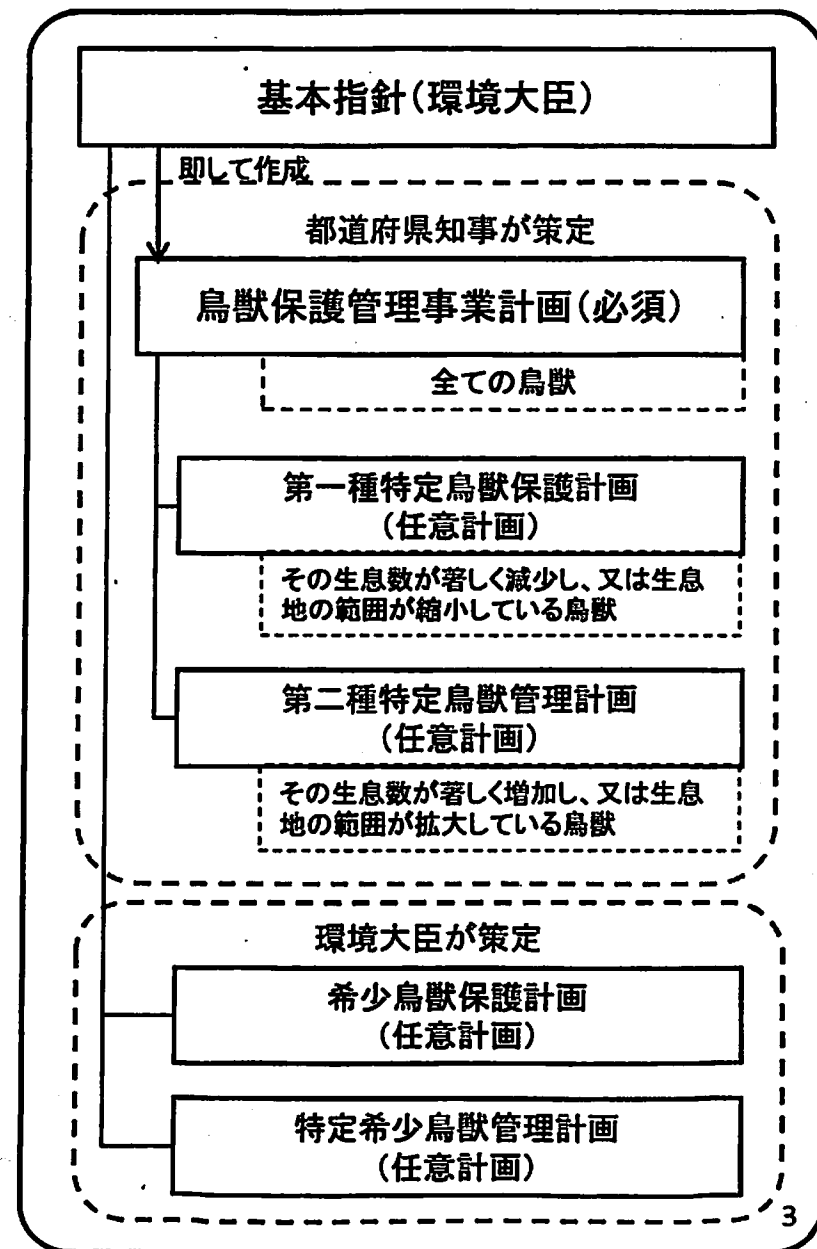
※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】



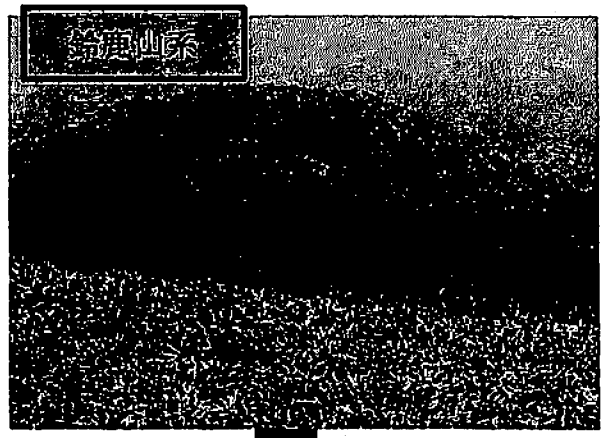
【改正法】



平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

- 1 目的：ニホンジカ捕獲の一層の拡大を図るため、生息密度が高く、捕獲の空白地域である高標高・奥山地域において、鳥獣保護法の改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、県が事業主体になり、捕獲を推進する。
- 2 対象地域：比良山系および鈴鹿山系
- 3 事業内容：次の調査を実施し、調査結果に基づき事業実施計画を作成。
- ① 捕獲手法実施検証（囲いわな、箱わな、くくりわな等の試験的な実施）
 - ② 生息状況および森林被害状況調査
- 4 委託先：野生動物調査会社
- 5 予算額：比良山系 6,000千円（国3,000千円、県3,000千円）
鈴鹿山系 16,000千円（国8,000千円、県8,000千円）
- 6 今後の予定：平成 28 年度から事業実施計画に基づき捕獲を開始。

森林被害の状況



ササの減少と裸地化の拡大



ササの減少と裸地化の拡大

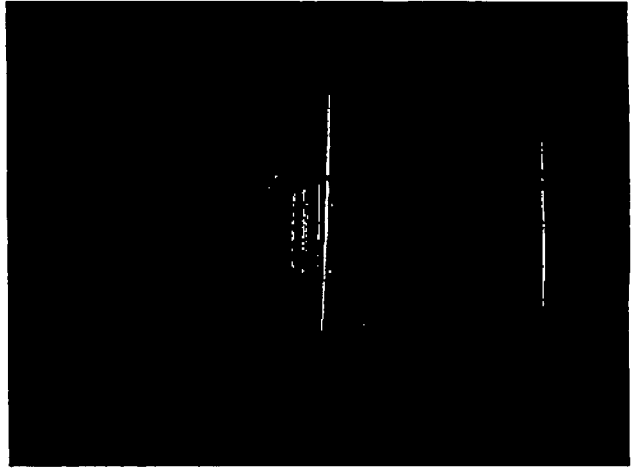


捕獲方法の例

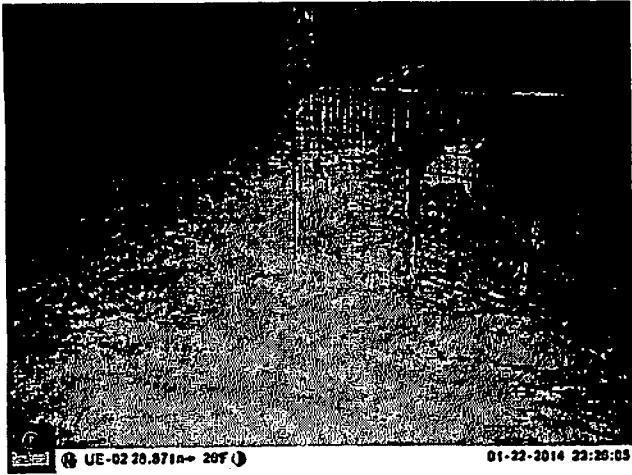
罝いわな



自動捕獲装置を用いた罝いわな



箱わなに捕獲されたシカ



箱わなに誘引されるシカ

